



## 東京産業保健総合支援センター研修案内(令和6年4月)

- ◇研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- ◇当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- ◇研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F TEL:03-5211-4480 FAX:03-5211-4485

URL=https://www.tokyosjohas.go.jp

### ◆日医認定産業医研修◆

※基礎研修は実施しておりません。認定証をお持ちの産業医の方が対象の研修です。

#### ◆注意◆

令和2年10月開催分から「日医認定産業医研修」の受付方法を変更しております。

お1人様、月1回のみの受講となっておりますので、必ず当センターホームページに掲載してある【「日医認定産業医研修会」の受付方法の変更について】(令和5年5月31日から一部変更)をご覧ください、ご了承の上、お申し込みください。

先着順です。(抽選ではありません。)

#### 日医認定産業医研修(令和6年4月開催分) 申込受付日時 早見表

申込受付日時		研修日時		研修テーマ	単位
3月4日(月)	10時～	4月2日(火)	14時～16時	職場の感染症対策	専門2
	10時30分～	4月3日(水)	14時～16時	自律的な化学物質管理～リスク評価・対策と健康管理の有機的な連携～	更新2
	11時～	4月17日(水)	14時～16時	働き方改革関連法をめぐる現状と課題～時間外労働の上限規制とカスタマーハラスメント～	更新2

研修日時	研修テーマ	講師	単位	定員
4月2日(火) 14:00～16:00 申込受付日時 3月4日(月) 10時～	職場の感染症対策  産業医の業務として職場の感染症対策の重要性が増えています。これには季節性インフルエンザなど日常的に発生する感染症だけでなく、新型コロナウイルス感染症についても十分な対策を構築しておく必要があります。本研修では国内の職場や海外派遣労働者にリスクのある感染症対策の最新情報を解説します。	濱田 篤郎	生涯・専門2	55
4月3日(水) 14:00～16:00 申込受付日時 3月4日(月) 10時30分～	自律的な化学物質管理～リスク評価・対策と健康管理の有機的な連携～  令和4年度の法令改正により、新しい化学物質の自律的管理が令和6年4月から始まりました。今後、化学物質管理は、事業者自らがリスクを評価し、対策を検討・実施することになります。産業医業務に関連するところでは、従来の特別則で定められている健康診断に加えて、リスクアセスメントや対策に基づき健康診断の要否を判断して、自律的に健康診断を実施することになりました。当研修では、自律的管理におけるリスクアセスメントや保護具を含めたリスク対策の概要を知り、健康管理との連動について考えます。	中原 浩彦	生涯・更新2	55
4月17日(水) 14:00～16:00 申込受付日時 3月4日(月) 11時～	働き方改革関連法をめぐる現状と課題～時間外労働の上限規制とカスタマーハラスメント～  2019年4月に施行された「働き方改革関連法」及び同法の基礎となった「働き方改革実行計画」について時間外労働の上限規制を中心として振り返り、長時間労働者の現状と課題及び2024年4月に施行される「適用猶予事業・業務(建設業、自動車運転者及び医師)の時間外労働規制のあらましを解説します。また、2023年9月に「精神障害の労災認定基準」に追加されたカスタマーハラスメントの対策について解説します。	荒川 輝雄	生涯・更新2	55

◆産業保健研修◆ 産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

●産業保健研修の申込受付開始は、すべて**3月1日(金)10時～**です。

〈web研修〉 ◆当センターホームページの「web研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、**お申し込みください**◆

研修日時	研修テーマ	講師	定員
4月9日(火) 14:00～16:00	<p><b>【web研修会】職場の安全と安心を守る カスタマーハラスメント対策</b></p> <p>カスタマーハラスメント(以下カスハラ)対策は従業員が安心して働ける組織づくりのために必要不可欠なものであり、事業所として対策を講じることが求められています。ですがカスハラは社内のハラスメントと違い、社外の顧客関係が複雑にからんだデリケートな問題です。トラブルから組織や従業員を守るためカスハラ対策の取り組み方について考えてみましょう。</p>	産業カウンセラー 森井 梢江	70

〈会場研修〉

研修日時	研修テーマ	講師	定員
4月4日(木) 14:00～16:00	<p><b>働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～</b></p> <p>働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになりますので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思ひます。 ◆重要◆体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください</p>	スポーツケア整体研究所(株) 小沼 博子	29
4月12日(金) 14:00～16:00	<p><b>作業環境測定方法</b></p> <p>本研修は、「デジタル粉じん計」や有機溶剤等有害ガスや事務所の一酸化炭素測定に用いられる「検知管」それに局所排気装置の性能検査で使われる「スモークテスター」「熱線風速計」等の実習を行います。</p>	小嶋 純	16
4月15日(月) 14:00～16:00	<p><b>メンタルヘルス『社内研修の進め方』～セルフケア～</b></p> <p>「心の健康づくり計画」にあたって4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。加えて最近では4つのケアの円滑な相互の「連携」をすすめていくことが必要とされています。ここ数年のcovid-19の影響もあり、セルフケアの必要性が再認識されています。今回はアンガーマネジメントも含めて、有効なメンタルマネジメント方法等を解説します。事業所に戻れば社内研修の実施者となる参加者の方々とともに、関心、興味を集める社内研修の進め方について一緒に考えていきたいと思ひます。</p>	松井 知子	55
4月18日(木) 14:00～16:00	<p><b>労働安全衛生管理基礎講座①</b></p> <p>「労働安全衛生法」の中で 労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。本講座ではテキストに当センター発行「令和5年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。また労働衛生に関する最新の動向もご紹介いたします。今回はその1回目、労働安全衛生法とは？その中には何が書かれているのか？など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説します。 ・2回目は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等 ・3回目は、心と身体 の健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等 ・4回目は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって 重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。本講座は令和5年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和5年以降に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。なお、「令和5年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。</p>	中山 篤	55

<p>4月19日(金) 14:00～16:00</p>	<p><b>部下やメンタルヘルス不調者とのコミュニケーションⅡ</b></p> <p>援助になるかかわり方について振り返り、学んでいきます。 Ⅰ(令和3年度実施)での研修内容に加えて、メンタルヘルス不調の部下を抱えた上司の支援について考えます。</p>	<p>松島 尚子</p>	<p>29</p>
<p>4月23日(火) 14:00～16:00</p>	<p><b>ストレスチェック制度の効果的な活用 ～セルフケア、集団分析を利用した職場環境改善への取組みについて～</b></p> <p>年1度のストレスチェックの実施をしていますが、その結果を十分に活用できていないのではないかと、お悩みではないでしょうか？ メンタルヘルス対策は第14次労働災害防止計画の重点対策とされており、ストレスチェックの集団分析を用いた職場環境の改善に取組むことが望まれています。 今回は、その取組みに一步踏み出すときに参考となるような具体的なお話をさせていただきます。 また、個人が結果を活用できるよう、労働者のセルフケア能力をサポートすることについてもお話しをしていきたいと思ひます。</p>	<p>社会保険労務士 産業カウンセラー 紺野 由美子</p>	<p>55</p>
<p>4月24日(水) 14:00～16:00</p>	<p><b>ストレスチェック制度の概要等と実践例として ～高ストレス者面談後の一事例、ある集団分析の見方について～</b></p> <p>ストレスチェック制度は、平成27年12月1日に施行され、7回の実施が過ぎました。 受検者の方々の「ストレスの気づき」につながっていますでしょうか。その成果等をどのように受け止めていますでしょうか。実施側と受ける側の視点の相違もあるかもしれません。 実施方法としては、厚労省のプログラム活用、専門実施機関への委託など、多様化に伴い、チェック項目数、費用も含め、考えさせられるところが多々あるのではないのでしょうか。 今回、実施後の高ストレス者面談実施後の一例、ある集団分析の見方などお伝えして、皆さんと意見交換ができれば幸いです。 ストレスチェック実施はとていい機会、可視化できる心の健康診断とも言えます。 働きやすい職場づくりに向けて一緒に学習していきましょう。</p>	<p>労働者健康安全機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子</p>	<p>55</p>